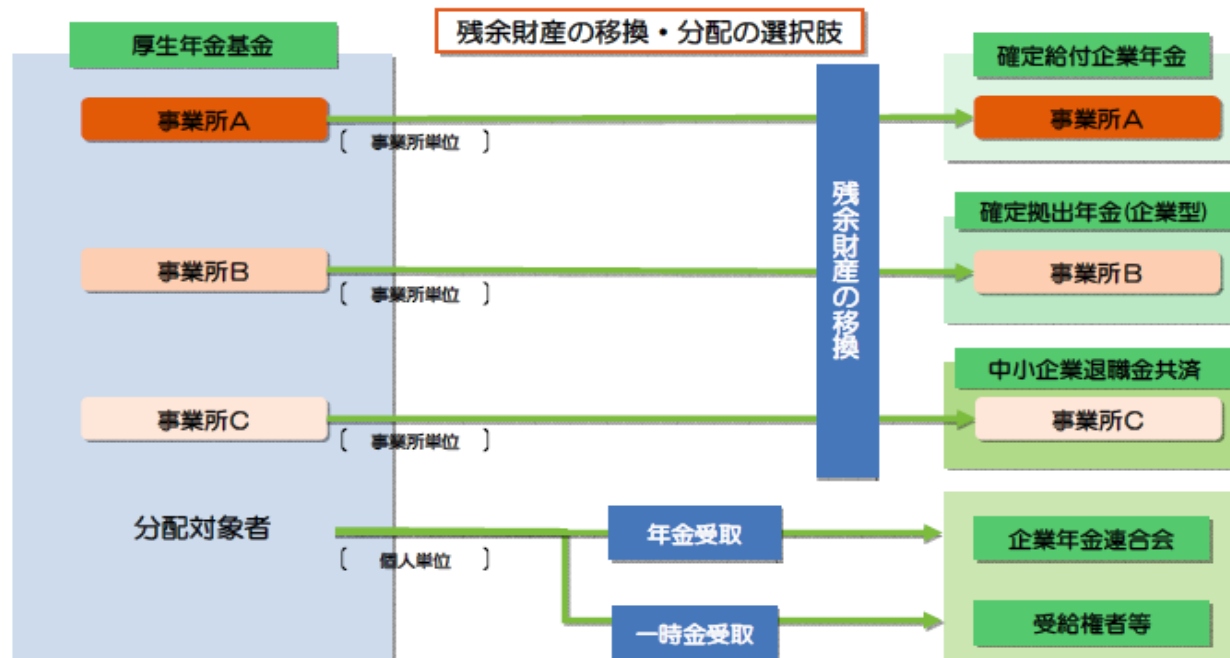


議案第3号 規約及び規程の一部変更(案)について

I 解散に係る規約の一部変更

(1) 残余財産の分配に関する規約の一部変更

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、残余財産の分配は、従来、個人ごとに行うものであったが、平成26年4月1日から確定給付企業年金（DB）の実施事業所、確定拠出企業年金（企業型 DC）、中小企業退職金共済（中退共）への持込が可能となったことによる変更。



- ・第82条の2 残余財産の確定給付企業年金への交付
- ・第82条の3 残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付
- ・附則 第1条 施行期日
- ・附則 第2条 残余財産の交付又は移換を行う設立事業所
- ・附則 第3条 残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日

変 更 後	変 更 前
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第82条 (略)</p> <p><u>(残余財産の確定給付企業年金への交付)</u></p> <p>第82条の2 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、当該設立事業所又は当該設立事業所の一部（平成26年経過措置政令第40条に定める場合に限る。）が確定給付企業年金の実施事業所（確定給付企業年金法第4条第1号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となっている場合又は実施事業所となる場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から残余財産の交付を受けることができる旨が定められているときは、この基金に、当該設立事業所に使用される解散基金加入員等（平成25年改正法附則第35条第1項に規定する解散基金加入員等をいう。以下この条において同じ。）に分配すべき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。</p> <p>2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第82条 (略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>以下この条において同じ。)は、当該設立事業所がその雇用する解散基金加入員(平成25年改正法附則第36条第1項に規定する解散基金加入員をいう。以下この条において同じ。)を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合には、この基金に、当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額(平成25年改正法附則第36条第1項に規定する被共済者持分額をいう。)の範囲内の額の交付を申し出ることができる。</p> <p>2 この基金は、前項の申出があったときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に、平成25年改正法附則第36条第1項に規定する残余財産の交付の申出を行い、機構に当該申出に係る残余財産を交付するものとする。この場合において、第82条第1項、第4項及び第5項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」と、同条第2項中「算定するものとする。」とあるのは、「算定した額から平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付された額を控除した額とする。」と読み替えて当該規定を適用するものとする。</p> <p>(残余財産の企業型年金の資産管理機関への移換)</p> <p>第82条の4 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、この基金に、当該事業主が実施する企業型年金(確定拠</p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)</u> <u>における当該事業所に使用される被保険者の個人別管理資産(確</u> <u>定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>に充てるために、<u>当該残余財産を当該企業型年金の</u> <u>資産管理機関(確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する</u> <u>資産管理機関をいう。以下同じ。)</u>に移換することを申し出るこ <u>とができる。</u></p> <p><u>2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資</u> <u>産管理機関に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。こ</u> <u>の場合において、第82条第1項、第4項及び第5項中「残余財</u> <u>産」とあるのは、「残余財産(法第144条の5第4項の規定に</u> <u>より移換されたものを除く。)」と、同条第2項中「算定するも</u> <u>のとする。」とあるのは、「算定した額から法第144条の5第</u> <u>4項の規定により移換された額を控除した額とする。」と読み替</u> <u>えて当該規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより</u> <u>行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 残余財産のうち、平成25年改正法附則第34条第4項の</u> <u>規定により、同項に規定する者に分配されるべき額をその者</u> <u>の個人別管理資産に充てるものであること。</u></p> <p><u>(2) 残余財産の移換に係る平成25年改正法附則第34条第4</u> <u>項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定</u> <u>方法は次のア及びイに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範</u> <u>囲</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)</u> <u>における当該事業所に使用される被保険者の個人別管理資産(確</u> <u>定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>に充てるために、<u>当該残余財産を当該企業型年金の</u> <u>資産管理機関(確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する</u> <u>資産管理機関をいう。以下同じ。)</u>に移換することを申し出るこ <u>とができる。</u></p> <p><u>2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資</u> <u>産管理機関に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。こ</u> <u>の場合において、第82条第1項、第4項及び第5項中「残余財</u> <u>産」とあるのは、「残余財産(法第144条の5第4項の規定に</u> <u>より移換されたものを除く。)」と、同条第2項中「算定するも</u> <u>のとする。」とあるのは、「算定した額から法第144条の5第</u> <u>4項の規定により移換された額を控除した額とする。」と読み替</u> <u>えて当該規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより</u> <u>行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 残余財産のうち、平成25年改正法附則第34条第4項の</u> <u>規定により、同項に規定する者に分配されるべき額をその者</u> <u>の個人別管理資産に充てるものであること。</u></p> <p><u>(2) 残余財産の移換に係る平成25年改正法附則第34条第4</u> <u>項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定</u> <u>方法は次のア及びイに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範</u> <u>囲</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>基金の加入員のうち、残余財産を移換する日において、当該設立事業所の事業主が実施する企業型年金の加入対象者（残余財産を移換する日までに加入者の資格を喪失した者であって残余財産が未移換である者を含む。）とする。ただし、当該加入対象者のうち、移換を希望しない者については、当該移換を行わないことができる。</u></p> <p><u>イ 個人別管理資産に充てる額の算定方法</u> <u>前項の規定による読み替えは適用せずに、第82条第2項の規定により算出した額とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この規約は、認可の日から施行する。</u> <u>（残余財産の交付又は移換を行う設立事業所）</u></p> <p><u>第2条 第82条の2第1項、第82条の3第1項（同条第3項において準用される場合を含む。）又は第82条の4第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる設立事業所の事業主は、別表第1に掲げる設立事業所の事業主とする。</u> <u>（残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日）</u></p> <p><u>第3条 第82条の2第1項、第82条の3第1項（同条第3項において準用される場合を含む。）及び第82条の4第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日は、基金の財産目録等の承認申請日までとする。</u></p> <p><u>2 前項の申出がなかった場合は、第82条の規定により残余財産の分配を行うこととする。</u></p>	

(2)年金経理不足金の一括徴収に係る変更

不足金が生じた場合の規約措置

・附則 第2条 解散時に徴収する掛金に関する経過措置

変 更 後	変 更 前
<p>東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（（平成15年3月24日認可。厚生労働省発年第0324787号）</p> <p>附則 （解散時に徴収する掛金に関する経過措置）</p> <p>第2条 第81条の3の規定については、当分の間、同条第1項中「基金が解散する日を基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額」とあるのは「基金が解散する日における最低責任準備金の額」とし、同条第2項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。</p> <p><u>2 この基金は、解散時において年金経理に属する資産額が最低責任準備金の額に満たないと見込まれるときは、解散時における最低責任準備金の額と年金経理に属する資産額の差額の見込額（以下「不足見込額」という。）を算出し、不足見込額を特別掛金として事業主から徴収する。</u></p> <p><u>3 この基金が解散したときに、年金経理に属する資産額が最低責任準備金の額に満たないときは、解散時における最低責任準備金の額と年金経理に属する資産額の差額（以下「不足額」という。）を算出し、不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から徴収する。</u></p>	<p>東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（（平成15年3月24日認可。厚生労働省発年第0324787号）</p> <p>附則 （解散時に徴収する掛金に関する経過措置）</p> <p>第2条 第81条の3の規定については、当分の間、同条第1項中「基金が解散する日を基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額」とあるのは「基金が解散する日における最低責任準備金の額」とし、同条第2項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>4 <u>前項に規定する不足額の徴収は、第81条の3の規定にかかわらず、解散日現在の設立事業所に係る平成26年2月28日現在の各事業所の加入員の報酬標準給与の月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。</u></p> <p>5 <u>前2項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、第81条の3の規定にかかわらず、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に不足額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、認可の日から施行する。</u> <u>(不足見込額の徴収)</u></p> <p><u>第2条 東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約</u> <u>(平成15年3月24日認可。厚生労働省発令第0324787号) 附則第2条第2項に規定する不足見込額の徴収は、解散認可申請時の設立事業所に係る平成26年2月28日現在の各事業所の加入員の報酬標準給与の月額に応じて按分した額を、解散認可申請時の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する不足見込額の徴収は、納入の告知の日から10日以内に納付しなければならない。</u></p>	

(3) 自主解散に関する規約の変更

通常解散、特例解散どちらも対応できる規約措置

- 第1条の1 法令の規定に関する読替え (略) 別表の字句整理(以下「平成26年整備等省令」という。)追加
- 附則 第6条 責任準備金相当額の減額の特例の申請
- 附則 第7条 自主解散型納付計画の申請
- 附則 第8条 責任準備金相当額の減額の特例の申請又は自主解散型納付計画の申請に伴う支給の停止
- 附則 第9条 責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受けた場合の責任準備金相当額の納付
- 附則 第10条 責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受けた場合の減額後不足金の一括徴収
- 附則 第11条 自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合における特例
- 附則 第12条 解散時積立不足額の負担割合
- 附則 第13条 自主解散型納付計画の承認前における設立事業所の廃業及び倒産等
- 附則 第14条 基金一括納付対象事業主の廃業等
- 附則 第15条 自主解散型納付計画の提出の特例
- 附則 第16条 解散時における事務費掛金の一括徴収
- 附則 第17条 精算人
- 附則 第18条 代表精算人
- 附則 第19条 精算人会
- 附則 第20条 滞納処分
- 附則 第21条 特別事務費掛金の徴収

- ・附則 第22条 清算事務局
- ・附則 第23条 財産目録等承認後の分配金等の分配及び分配等に係る費用の負担

変 更 後	変 更 前
<p>(特例掛金) 附則第5条 (略)</p> <p><u>(責任準備金相当額の減額の特例の申請)</u></p> <p><u>附則第6条 この基金が、平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定の申請を行う場合には、平成26年整備等省令第19条に規定する代議員会の議決前に次の各号の全ての手続を終了していなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業主の同意</u> 代議員会の議決前1月以内現在における全設立事業所の事業主の3分の2以上の同意を得ていること。</p> <p><u>(2) 加入員の同意</u> 代議員会の議決前1月以内現在における加入員総数の3分の2以上同意を得ていること。</p> <p><u>(3) 受給者等への説明</u> 代議員会の議決前に、すべての受給者及び受給待期者に対して、十分な説明を行っていること。</p> <p><u>(4) 労働組合の同意</u> 設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意を得ていることをもって足りること。</p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>(自主解散型納付計画の申請)</u></p> <p><u>附則第7条 この基金が、平成25年改正法附則第12条第1項に規定する自主解散型納付計画（以下「自主解散型納付計画」という。）の承認の申請を行う場合には、平成26年整備等省令第22条に規定する代議員会の議決前に次の各号の全ての手続を終了していなければならない。ただし、平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額の申出を行う場合であって、当該申出を行うにあたり、当該申出及び自主解散型納付計画の承認の申請に対するこの基金の立場（当該責任準備金相当額の減額が認められ、かつ自主解散型納付計画が承認された場合のみ解散を行うこととするか、又はいずれか一方の承認等があれば解散を行うこととするか。）を十分に説明したうえで、前条各号に定める同意又は説明があった場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 事業主の同意</u> <u>代議員会の議決前1月以内現在における全設立事業所の事業主の3分の2以上の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(2) 加入員の同意</u> <u>代議員会の議決前1月以内現在における加入員総数の3分の2以上同意を得ていること。</u></p> <p><u>(3) 受給者等への説明</u> <u>代議員会の議決前に、すべての受給者及び受給待期者に対して、十分な説明を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 労働組合の同意</u> <u>設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その4分の3</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>以上の同意を得ていることをもって足りること。</u></p> <p><u>2 この基金の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 解散しようとする日</u></p> <p><u>(2) 基金が納付すべき年金給付等積立金の額</u></p> <p><u>(3) 自主解散型納付計画の承認の申請の日までの業務の状況に関する事項</u></p> <p><u>(4) 清算が終了するまでの間における自主解散型納付計画に基づく事務その他清算に係る事務の執行に関する事項</u></p> <p><u>(5) 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法</u></p> <p><u>3 設立事業所の事業主の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該事業主が納付すべき額</u></p> <p><u>(2) 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額</u></p> <p><u>(3) 納付の猶予を受けようとする期間が5年を超える場合のその理由</u></p> <p><u>(4) この基金が解散した後に企業年金制度（確定給付企業年金又は確定拠出年金をいう。以下この号において同じ。）を実施する又は中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に定める退職金共済契約（以下「退職金共済契約」という。）を締結する意思の有無及び企業年金制度を実施する場合又は退職金共済契約を締結する場合にあってはその概要</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>(責任準備金相当額の減額の特例の申請又は自主解散型納付計画の申請に伴う支給の停止)</u></p> <p><u>附則第8条 この基金は、平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定の申請をしたこと又は自主解散型納付計画の承認の申請をしたことに伴い、退職年金のうち、改正前厚生年金保険法第132条第2項に規定する額（法第44条の3第1項の申出をした場合にあっては改正前厚生年金保険法第132条第4項に規定する額とする。）を超える額に係る給付について、当該申請した日の属する月の翌月から、支給を停止する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この基金は、平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定の申請を取り下げたとき若しくは自主解散型納付計画の承認の申請を取り下げたとき、又は厚生労働大臣が平成25年改正法附則第11条第5項の認定若しくは平成25年改正法附則第12条第1項の承認を行わない旨の決定をしたときは、当該取下げをした日の属する月の翌月又は当該決定があった日の属する月の翌月から、前項の規定による支給の停止を解除する。</u></p> <p><u>(責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受けた場合の責任準備金相当額の納付)</u></p> <p><u>附則第9条 この基金は、この基金が解散をしようとする日において平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受け解散した場合は、第81条の規定にかかわらず、平成25年改正法附則第11条第7項に定める減額責任準備金相当額を政府に納付しなければならない。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>2 前項の認定を受けて解散した場合において、第82条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受けた場合の減額後不足額の一括徴収)</u></p> <p><u>附則第10条 平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を受けた場合の第81条の3の適用については、東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年3月24日認可。厚生労働省発年字第0324787号。）附則第2条の規定にかかわらず、第81条の3第1項中「基金が解散する日を基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額」とあるのは「基金が解散する日における減額責任準備金相当額」と、同条第2項中「解散時における設立事業所加入員の標準給与月額」とあるのは「解散日現在の設立事業所に係る平成26年2月28日現在の各設立事業所の加入員の報酬標準給与月額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合における特例)</u></p> <p><u>附則第12条 この基金が自主解散型納付計画の承認の申請を行う場合に、平成25年改正法附則第12条第4項第1号に掲げる設立事業所の事業主が納付すべき額（以下「設立事業所負担額」という。）は、第81条の3及び東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年3月24日認可。厚生労働省発年字第0324787号。）附則第2条の規定にかかわらず、解散日現在の最低責任準備金の額（平成25年改正法附則第11条第1項に規定する責任準備金の減額を可とする旨の認定を受けた場</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>(基金一括納付対象事業主の廃業等)</u></p> <p><u>附則第14条 この基金は、年金給付等積立金の額に平成26年経過措置政令第16条第1項に規定する事業主納付額（以下「事業主納付額」という。）を加算した額を記載して自主解散型納付計画を提出した平成26年経過措置政令第16条第1項に規定する基金一括納付対象事業主（以下「基金一括納付対象事業主」という。）が複数ある場合において、基金一括納付対象事業主から次条に規定する額を一括して徴収するまでの間に基金一括納付対象事業主が廃業等に該当したことにより当該額を徴収できなくなった場合、廃業等の基金一括納付対象事業主以外の基金一括納付対象事業主から、廃業等の基金一括納付対象事業主に係る次条に規定する額に次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額を一括して徴収し、基金が納付すべき額と併せて政府に納付する。</u></p> <p><u>(1) 各基金一括納付対象事業主（廃業等の基金一括納付対象事業主を除く。）に係る事業主納付額</u></p> <p><u>(2) 全ての基金一括納付対象事業主（廃業等の基金一括納付対象事業主を除く。）に係る事業主納付額の合計額</u></p> <p><u>(自主解散型納付計画の提出の特例)</u></p> <p><u>附則第15条 この基金は、年金給付等積立金の額に事業主納付額を加算した額を記載して自主解散型納付計画を作成する場合は、事業主納付額に相当する額を、改正前厚生年金保険法第138条第6項の規定により徴収する掛金とみなして基金一括納付対象事業主から一括して徴収する。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>(基金一括納付対象事業主の廃業等)</u></p> <p><u>附則第14条 この基金は、年金給付等積立金の額に平成26年経過措置政令第16条第1項に規定する事業主納付額（以下「事業主納付額」という。）を加算した額を記載して自主解散型納付計画を提出した平成26年経過措置政令第16条第1項に規定する基金一括納付対象事業主（以下「基金一括納付対象事業主」という。）が複数ある場合において、基金一括納付対象事業主から次条に規定する額を一括して徴収するまでの間に基金一括納付対象事業主が廃業等に該当したことにより当該額を徴収できなくなった場合、廃業等の基金一括納付対象事業主以外の基金一括納付対象事業主から、廃業等の基金一括納付対象事業主に係る次条に規定する額に次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額を一括して徴収し、基金が納付すべき額と併せて政府に納付する。</u></p> <p><u>(1) 各基金一括納付対象事業主（廃業等の基金一括納付対象事業主を除く。）に係る事業主納付額</u></p> <p><u>(2) 全ての基金一括納付対象事業主（廃業等の基金一括納付対象事業主を除く。）に係る事業主納付額の合計額</u></p> <p><u>(自主解散型納付計画の提出の特例)</u></p> <p><u>附則第15条 この基金は、年金給付等積立金の額に事業主納付額を加算した額を記載して自主解散型納付計画を作成する場合は、事業主納付額に相当する額を、改正前厚生年金保険法第138条第6項の規定により徴収する掛金とみなして基金一括納付対象事業主から一括して徴収する。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>(解散時における事務費掛金の一括徴収)</u></p> <p><u>附則第16条 この基金は、解散時において業務経理に属する資産額が清算終了までの間の業務の執行に要すると見込まれる額（以下「清算業務所要額」という。）に満たないと見込まれるときは、清算業務所要額と業務経理に属する資産額の差額の見込額（以下「業務経理不足見込額」という。）を算出し、業務経理不足見込額を事務費掛金として設立事業所の事業主から一括して徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する業務経理不足見込額の徴収は、解散日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に定めるところにより、業務経理不足見込額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に業務経理不足見込額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(清算人)</u></p> <p><u>附則第17条 この基金が解散した場合において、年金給付等積立金の額に事業主納付額を加算した額を記載して自主解散型納付計画の承認を受けるときには、理事及び監事の互選により、理事及び監事のうち6名を清算人とし、清算人の互選により代表清算人及び副代表清算人各1名を定める。</u></p> <p><u>2 前項の場合には、理事及び監事の互選により、精算人補充予定者となるべき者3名及びその補充順位をあらかじめ定めることとする。</u></p> <p><u>3 精算人に欠員が生じたときには、精算人補充予定者をもって、その補充順位に従って新たな精算人とする。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>4 前項の場合には、第1項に定める方法により、代表清算人及び副代表清算人各1名を定める。</u> <u>(代表清算人)</u></p> <p><u>附則第18条 代表清算人は、この基金を代表し、清算人会の議長となる。</u></p> <p><u>2 副代表清算人は、代表清算人を補佐し、代表清算人に事故があった場合に、その職務を代行する。</u> <u>(清算人会)</u></p> <p><u>附則第19条 清算人は、その全員で清算人会を構成する。</u></p> <p><u>2 清算人会は、代表清算人が必要に応じて招集し、他の規定にかかわらず、清算事務全般に関わる事項を審議決定する。</u></p> <p><u>3 清算人会の議事は、議長を含む清算人の過半数で決する。</u> <u>(滞納処分)</u></p> <p><u>附則第20条 設立事業所の事業主がこの基金に納付すべき掛金を督促指定期限までに納付しなかった場合には、代表清算人は、国税徴収法の定めるところにより、速やかに滞納処分を行わなければならない。ただし、破産手続開始その他の法的整理手続の申立があった場合は、この限りでない。</u> <u>(特別事務費掛金の徴収)</u></p> <p><u>附則第21条 この基金は、前条第2項の場合の弁護士報酬及びその他の場合の設立事業所との間の訴訟に関わる弁護士報酬等に充てるため、基金一括納付対象事業主から、その都度、特別事務費掛金を徴収する。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>2 前項の場合の負担割合は、基金一括納付対象事業主について附則第14条に定める負担割合（同条各号中「廃業等の基金一括納付対象事業主」とあるのは「基金に納付すべき掛金を督促指定期限までに納付しなかった基金一括納付対象事業主」に読み替える。）によるものとする。</u></p> <p><u>（清算事務局）</u></p> <p><u>附則第22条 この基金は、清算事務の処理のために、事務職員を雇用する。</u></p> <p><u>2 前項の事務職員の数は5名以下とし、このうちの1名をもって事務局長とする。</u></p> <p><u>（財産目録等の承認後の分配金等の分配及び分配等に係る費用の負担）</u></p> <p><u>附則第23条 清算人は、廃止前厚生年金基金令第44条に基づく財産目録等の承認後、次の各号に該当した場合は、当該各号に規定する未収掛金相当額、償還金又は分配金を、解散日現在の設立事業所（廃業等の設立事業所を除く。以下この条において同じ。）に分配する。</u></p> <p><u>（1）財産目録等の承認申請までに完納しなかった未収掛金相当額を徴収したとき。</u></p> <p><u>（2）財産目録等の承認申請までに償還できなかった資産について償還金の支払いを受けたとき。</u></p> <p><u>（3）損害賠償裁判等の判決が確定し、その分配金を受けたとき。</u></p> <p><u>2 清算人は、前項の分配及び清算結了に係る事務に要する費用を、解散日現在の設立事業所の事業主から徴収する。</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p>3 <u>第1項各号に掲げる額に係る各設立事業所への分配割合及び前項に規定する費用に係る各設立事業所の負担割合は、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合とする。</u></p> <p><u>(1) 解散日現在の各設立事業所に係る平成26年2月28日現在の各設立事業所の加入員の報酬標準給与月額合計額</u></p> <p><u>(2) 解散日現在の全設立事業所に係る平成26年2月28日現在の全加入員の報酬標準給与月額合計額</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する費用の納付は、附則第16条第3項の例による。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、認可の日から施行する。</u></p>	

II 被用者年金一元化法施行に伴う規約の一部変更

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」（被用者年金一元化法）が平成27年10月1日に施行され、厚生年金本体の制度が変更されることに伴う規約の変更。

【被用者年金一元化法概要】

主旨	<ul style="list-style-type: none">・いわゆる「2階部分」の年金を厚生年金に統一し、公平性を確保。なお、年金額の端数および退職改定のタイミングは共済側に統一。・新たな被保険者種別は次のとおり。									
	<table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1号厚生年金被保険者</td><td>第2号～第4号厚生年金被保険者以外の被保険者</td></tr><tr><td>第2号厚生年金被保険者</td><td>国家公務員共済組合の組合員</td></tr><tr><td>第3号厚生年金被保険者</td><td>地方公務員共済組合の組合員</td></tr><tr><td>第4号厚生年金被保険者</td><td>私立学校教職員共済制度の加入者</td></tr></tbody></table> <p>これにより国の支給停止範囲が変更される。</p>	種別	対象者	第1号厚生年金被保険者	第2号～第4号厚生年金被保険者以外の被保険者	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	第4号厚生年金被保険者
種別	対象者									
第1号厚生年金被保険者	第2号～第4号厚生年金被保険者以外の被保険者									
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員									
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員									
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者									
基金における主な変更点・影響等	<p>① 在老停止範囲の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の範囲が拡大することにもない、どの範囲まで停止対象とするか検討が必要。 <p>② 退職改定タイミングの変更</p> <ul style="list-style-type: none">・「喪失月の翌月から改定」⇒「退職月の翌月から改定」に変更。・<u>末日退職の方は、改定時期が1月早まる。（平成27年9月末日退職者から適用）</u>									

規約変更等詳細については、現在信託協会を通じて行政に確認中。決まり次第理事長専先処分により規約変更を申請する予定。

Ⅲ マイナンバー法施行に伴う規約の一部変更(連合会に業務委託する場合)

平成25年5月31日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」によって、平成28年1月以降、基金からの年金や一時金の支払いについて源泉徴収票等（法定調書等）にマイナンバーの記載が必要となります。このため、基金は各個人からマイナンバーを収集する必要があります。一方、現実的に受給者等の皆様から郵送等を通じてマイナンバーを収集することは難しく、膨大な事務手続きの発生する恐れのあることから、平成28年1月以降、企業年金連合会を通じて源泉徴収事務に必要なマイナンバーを取得できる方向で検討されており、その場合、企業年金連合会への業務委託が必要となる予定です。当該業務委託を行うための規約変更。

【マイナンバーの記載が必要となる主な法定調書等】

法定調書等(*)	対象となる支払 (平成28年1月以降)	記載する マイナンバー
公的年金等の源泉徴収票	年金支払翌年の1月、 年金受給権消滅時	受給者および 扶養親族
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書		
退職所得の源泉徴収票	退職所得の一時金支払	受給者
退職所得の受給に関する申告書		
生命保険契約等の一時金の支払調書	一時所得の一時金支払	受給者
非居住者に支払われる給与、報酬、年金 及び賞金の支払調書	非居住者への年金・一時金 支払	受給者

規約変更等詳細については、現在信託協会を通じて行政に確認中。決まり次第理事長専先処分により規約変更を申請する予定。

IV 特定個人情報保護管理規程(仮称)の制定

平成27年4月3日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」により、平成27年10月5日施行でマイナンバーの収集が開始可能となりますが、基金はマイナンバーの収集業務を行うにあたり規程等を前もって制定する必要があるものとされています。

現在、企業年金連合会にて従来の「個人情報保護管理規程」に替わる「特定個人情報保護管理規程(仮称)」について規程例を検討中で、マイナンバーの収集業務を行う前に規程の制定が必要。

規程例が示され次第、理事長専先処分により制定する予定。

V 給付規程の一部変更

マイナンバーの収集業務を行うにあたり、企業年金連合会へ業務委託を行う場合、給付規程の変更が必要。

給付規約は、加入員又は受給権者の権利義務に関する規程に該当することより、地方厚生(支)局長宛の届出が必要。変更等詳細については、現在信託協会を通じて行政に確認中。決まり次第、理事長専先処分により変更し届出する予定。

VI 受託機関の解約に伴う運用管理規程の一部変更

変 更 後				変 更 前			
別表				別表			
運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関	運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関
株式会社りそな銀行	100	100		株式会社りそな銀行	100	100	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0		みずほ信託銀行株式会社	0	0	
三井住友信託銀行株式会社	0	0		三井住友信託銀行株式会社	0	0	
				三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
				大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	株式会社りそな銀行
				東京海上アセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
				ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
				ブラックロック・ジャパン株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社

附 則
この規程は、平成27年9月28日から施行する。